



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
10 月 5 日
第 4489 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

平成30年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集（市町振興課）	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	2
道路区域の変更（道路課）	2
道路の供用開始（道路課）	2

○ 公 告

国土調査の成果の認証公告（県民活動生活課）	3
平成31年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告（モノづくり振興課）	3
公共測量実施公告（監理課）	4

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（湖東）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（高島）	4

○ 病院事業庁公告

平成30年度滋賀県職員採用選考実施公告	5
---------------------	---

告 示

滋賀県告示第420号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、平成30年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

平成30年10月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集期間 男子・女子 平成31年3・4月採用(自衛官候補生) 平成30年10月9日(火)から平成30年11月9日(金)まで
- 2 試験期日
 - (1) 男子 平成30年11月22日(木)および23日(金)のうち指定する1日
 - (2) 女子 平成30年11月23日(金)
- 3 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

滋賀県告示第421号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年10月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
--------	---------	-----------------	------------	---------	-----------	-------

		たは開設者の氏名				
ライブリー スペースC OCORO	守山市守山四 丁目6番11号	株式会社あいむ 代表取締役 石田み ち代	守山市守山四 丁目6番11号	通所介護	2570700126	平成30.9.30

滋賀県告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年10月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
つばきはら ファクトリー	彦根市海瀬町 183-1	社会福祉法人 かすみ会	彦根市海瀬町字 久保255番地	就労定着支援	平成30.10.1	2510200203
ワークス テーション わかたけ	草津市川原町 297-3	社会福祉法人 若竹会	草津市山寺町字 南京新田657番地 の1	就労定着支援	平成30.10.1	2510600212
滋賀障害者 雇用支援セ ンター	草津市大路二 丁目11番15号	社会福祉法人 あすこみっと	草津市大路二丁 目11番15号	就労定着支援	平成30.10.1	2510600410
出合いの家	野洲市富波乙 187	社会福祉法人 出合いの家	野洲市富波乙187 番地	就労定着支援	平成30.10.1	2511300101

滋賀県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成30年10月5日から平成30年10月19日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	彦根近江八幡線	彦根市本町二丁目30番6地先から	変更後	最小 15.5m } 最大 30.5m	614.0m	現道拡幅に伴う道路区域の変更
		彦根市城町一丁目133番1地先まで	変更前	最小 15.0m } 最大 30.0m		

滋賀県告示第424号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成30年10月5日から平成30年10月19日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供す

る。

平成30年10月5日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
彦根近江八幡線	彦根市本町二丁目30番6地先から 彦根市城町一丁目133番1地先まで	平成30.10.5	L=614.0m

公 告

国土調査の成果の認証公告

守山市勝部四丁目における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年10月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 守山市
- 2 調査を行った時期 平成29年11月から平成30年3月まで
- 3 成果の名称 守山市勝部四丁目の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 守山市勝部四丁目
- 5 認証年月日 平成30年9月25日

国土調査の成果の認証公告

長浜市湖北町尾上の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年10月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成8年11月から平成30年3月まで
- 3 成果の名称 長浜市湖北町尾上の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市湖北町尾上の一部
- 5 認証年月日 平成30年9月25日

平成31年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告

平成31年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験を次のとおり行います。

平成30年10月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 養成科目 大物ロクロ成形科、小物ロクロ成形科、素地釉薬科およびデザイン科
- 2 募集人員 各科合わせて10名程度
- 3 研修場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場
- 4 研修期間 各科とも平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間
- 5 出願資格 県内在住者または県内において窯業に従事している者もしくは従事しようとする者
- 6 受講料 月額4,250円
- 7 選考方法
 - (1) 面接試験
 - (2) 作文
 - (3) 適性検査
- 8 選考日時および場所
 - (1) 選考日時
 - ア 秋試験 平成30年11月6日(火)午前9時から
 - イ 冬試験 平成31年2月5日(火)午前9時から

(2) 選考場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場(甲賀市信楽町長野498番地)

9 出願書類

- (1) 願書(滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場において交付する所定の様式を使用すること。)
 (2) 履歴書(最近6か月以内に撮影した写真を貼付すること。)

10 願書受付期間および受付場所

(1) 受付期間

ア 秋試験 平成30年10月5日(金)から平成30年10月31日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、平成30年11月1日(木)までに到着したものを有効とします。

イ 冬試験 平成31年1月9日(水)から平成31年1月31日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、平成31年2月1日(金)までに到着したものを有効とします。

- (2) 受付場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 〒529-1851 甲賀市信楽町長野498番地 電話0748-82-1155

11 受験料 無料

12 研修生合格者の発表

- (1) 秋試験 平成30年11月下旬、本人宛て郵送により通知します。
 (2) 冬試験 平成31年2月下旬、本人宛て郵送により通知します。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所長 宮川 省三から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年10月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(3級水準測量)
 2 作業の地域 近江八幡市白王町、東近江市栗見新田町、東近江市栗見出在家町、長浜市祇園町、長浜市相撲町、長浜市川道町、長浜市南浜町、長浜市大浜町、長浜市八木浜町、長浜市下八木町、長浜市早崎町、長浜市益田町、長浜市安養寺町、長浜市湖北町、高島市新旭町、高島市安曇川町地内
 3 作業の期間 平成30年10月1日から平成31年2月9日まで

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年10月5日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 切手俊弘

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
さくらんぼ	彦根市芹町10番28-103号	一般社団法人さくらんぼ	彦根市芹町10番28-103号	居宅介護 重度訪問介護	平成30.10.1	2510200567

滋賀県高島健康福祉事務所告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年10月5日

滋賀県高島健康福祉事務所長 荒木勇雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
朽木ホームヘルパーステーション	高島市朽木市場656番地	社会福祉法人ゆたか会	高島市今津町南新保87-15	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2512200086	平成30.10.1

病院事業庁公告

平成30年度滋賀県職員採用選考実施公告

平成30年度滋賀県職員採用選考を次のとおり行います。

平成30年10月5日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選考区分	採用予定人員	主な職務内容
医療事務(医療情報システム担当)	1人程度	県立病院における医療情報システムの管理・運営等の医療事務ならびに病院事務全般にかかる業務

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選考区分	所有すべき資格	年齢
医療事務(医療情報システム担当)	一般社団法人日本医療情報学会が主催する医療情報技師能力検定試験に合格し認定された者(平成30年度実施の試験に合格し認定される見込みの者を含む。)または情報処理安全確保支援士として登録されている者(平成30年度実施の情報処理安全確保支援士試験に合格し登録される見込みの者を含む。)、およびそれらと同等の資格を有する者	昭和34年4月2日以降に生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期

採用区分	採用の時期
医療事務(医療情報システム担当)	原則として平成31年4月1日(情報処理安全確保支援士に平成31年4月1日登録見込みの者は、平成31年4月16日。ただし、見込みの者で認定や登録がされなかった場合は、採用される資格を失います。) ※ 医療情報技師認定者、情報処理安全確保支援士登録者は早期採用の相談に応じます。

(2) 勤務場所 総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター

※ 採用時の勤務場所は総合病院の予定です。

(3) 給与等

給料月額	備考
151,500円	高校卒業後、職務経験がない場合の額

ア 給料は、給料月額の外にそれぞれの支給条件に応じて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、これらの額は、平成30年4月1日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考

(1) 日時および場所

ア 第1次考査

日時 平成30年11月10日(土)9時30分集合
 場所 滋賀県立総合病院西館7階会議室1(守山市守山五丁目4番30号)

イ 第2次考査

日時 平成30年11月17日(土)
 場所 滋賀県立総合病院西館7階会議室1(守山市守山五丁目4番30号)

※ 上記は予定です。集合時間等の詳細は第1次考査の合格者に通知します。

(2) 方法

ア 第1次考査

選考区分	種 目	内 容
医療事務(医療情報システム担当)	専門試験	記述式により、識見、思考力、表現力、医療事務職員としての素養等について試験を行います。
	書類審査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用は、できません。)

イ 第2次考査

種 目	内 容
口 述 試 験	選考区分職員としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
適 性 検 査	公務員として必要な適性についての検査を行います。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

(3) 結果発表

ア 第1次考査 平成30年11月14日(水)までに通知する予定です。

イ 第2次考査 平成30年11月22日(木)頃に通知する予定です。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 受験手続 出願時提出書類を受付期間内に、滋賀県病院事業庁経営管理課(滋賀県立総合病院内)に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分(「医療事務(医療情報システム担当)」)を書いて、特定記録または簡易書留により送付してください。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。平成30年11月7日(水)までに受付票が到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課に問い合わせてください。

また、第1次考査当日に、第1次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提 出 書 類	備 考
出願時	出願票1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	未使用の郵便はがき1枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
第1次考査当日	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。各資格の認定者または登録者のみ
	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。各資格の認定者または登録者のみ
	受験資格を証明する認定証原本および写し1部	原本は当日返却します。写しはA4サイズにしてください。各資格の認定者または登録者のみ

ウ 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んだ上で、滋賀県病院事業庁のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

出願を受け付けた場合は、「しがネット受付サービス」から受付票ファイルのダウンロード方法をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日持参してください。平成30年11月7日(水)までにメールが届かない場合は、滋賀県病院事業庁経営管理課に連絡してください。

また、第1次考査当日に、第1次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
第1次考査当日	受付票	メールで受信した受付票を印刷し、最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。 受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。各資格の認定者または登録者のみ
	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。各資格の認定者または登録者のみ
	受験資格を証明する認定証原本および写し1部	原本は当日返却します。写しはA4サイズにしてください。各資格の認定者または登録者のみ

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の間合せ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「平成30年度滋賀県職員採用選考受験願書請求」と書き、選考区分（「医療事務（医療情報システム担当）」）、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

(4) 受付期間

受付方法	受付期間
持 参	平成30年10月5日(金)から平成30年11月7日(水)まで ※ 8時30分から17時15分まで受け付けます（土曜日、日曜日および祝日を除く。）
郵 送	平成30年10月5日(金)から平成30年11月5日(月)まで ※ 平成30年11月5日(月)までの消印有効
インターネット	平成30年10月5日(金)正午から平成30年11月5日(月)17時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 問合せ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5106

